

システム工学研究科・システム工学専攻の学位論文審査基準

【修士論文】

1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 8 条(修士論文の審査)に従って、博士前期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、2 名以上を副主査とする。ただし、必要がある場合には、他の審査委員(本学他研究科修士課程・博士前期課程、さらに他大学大学院の修士課程・博士前期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として修士論文を提出した者の指導教員は主査にあたらないこととする。ただし、論文審査において支障がきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保して、指導教員が主査にあたる事が認められる場合がある。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 7 条(修士論文の提出)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 10 条(修士論文合格基準)を踏まえ、以下のとおり論文審査の評価項目を定める。

- (1) 背景とテーマ設定の適切性
- (2) 方法の信頼性・適切性
- (3) 結果の論理性・明確性
- (4) 考察と結論の論理性・新規性・発展性
- (5) 研究倫理の妥当性

4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、別表に定める修士学位論文評価基準表Aに基づき(1)から(4)の各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)25%、(2)25%、(3)25%、(4)25%)を、0～20 点で評価し(1 点刻み、80 点満点)、評価項目(5)を適または不適で評価する。

(2) 当該修士論文における審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 9 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数の合計が 48 点以上であること、かつ 0 点の評価項目がないこと、かつ評価項目(5)の評価結果が適であること、をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 13 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

【博士論文(課程修了による)】

1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、2 名以上を副主査とする。ただし、必要がある場合には、他の審査委員(本学他研究科博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として博士論文を提出した者の指導教員は主査にあたらないこととする。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 14 条(博士論文の提出)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 背景とテーマ設定の適切性
- (2) 方法の信頼性・適切性
- (3) 結果の論理性・明確性
- (4) 考察と結論の論理性・新規性・発展性
- (5) 研究倫理の妥当性

4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、別表に定める博士学位論文評価基準表Aに基づき(1)から(4)の各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)25%、(2)25%、(3)25%、(4)25%)を、0～20 点で評価し(1 点刻み、80 点満点)、評価項目(5)を適または不適で評価する。

(2) 当該博士論文における審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 16 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数の合計が 48 点以上であること、かつ 0 点の評価項目がないこと、かつ評価項目(5)の評価結果が適であること、をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究委員会は、近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 20 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

【博士論文(論文提出による)】

1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、2 名以上を副主査とする。ただし、必要がある場合には、他の審査委員(本学他研究科博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として博士論文を提出した者の指導教員は主査にあたらないこととする。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 22 条(学位申請手続)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 背景とテーマ設定の適切性
- (2) 方法の信頼性・適切性
- (3) 結果の論理性・明確性
- (4) 考察と結論の論理性・新規性・発展性
- (5) 研究倫理の妥当性

4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、別表に定める博士学位論文評価基準表Aに基づき(1)から(4)の各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)25%、(2)25%、(3)25%、(4)25%)を、0～20 点で評価し(1 点刻み、80 点満点)、評価項目(5)を適または不適で評価する。

(2) 当該博士論文における審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 25 条(学力の確認)及び近畿大学学位規程第 27 条(博士論文の審査方法)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数の合計が 48 点以上であること、かつ 0 点の評価項目がないこと、かつ評価項目(5)の評価結果が適であること、をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 27 条(博士論文の審査方法)に則って、学位論文の審査と最終試験の可否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 21 条(論文提出による学位の授与)に従って、研究科委員会は、可否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の可否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

(別表)

[博士学位論文評価基準表A]

評価項目	評価内容(例) ※1	点数 ※2					評点
		20点	12点	8点	6点	0点	
(1) 背景とテーマ設定の適切性	当該研究に必要な情報を不足なく集め、適切に示している 課題が論理的に導かれている 先行研究との関連付けが論理的に行なわれている 研究意義を論理的かつ明確に表現している 仮説が論理的に構築され設定されている 課題が説得力をもって説明されている 実現可能性が説得力をもって説明されている 独創性、独自性(自ら課題を発見したか)、学術的意義が高い 社会的発展性が高い 科学的発展性が高い 社会的有用性が高い	学位論文として優れている	学位論文として概ね適正である	やや曖昧さが認められる。改善の余地がある。	大幅な改善が必要である	不適切であり、評価できない	
(2) 方法の信頼性・適切性	理論が論理的に構築されている 条件設定が適切になされている 研究手法が適正に選択されている 必要十分な実験材料/実験技術/解析技術が用いられている 高度な実験技術/解析技術が用いられている 解析/分析対象に対して適切に実験操作されている 統計的処理が適切な方法で行われている	学位論文としてよく吟味され、かつ適切に実施されている	学位論文として概ね適正に吟味され、概ね適切に実施されている	計画、方法、解析のいずれかにおいて、やや不十分な部分がある。改善の余地がある。	大幅な改善が必要である	不適切であり、評価できない	
(3) 結果の論理性・明確性	結果が論理的に体系づけられている 考察と結論を導くのに十分な結果が得られている 実験データを不足なく適切に解析している 図表が効果的に作成されかつ提示されている	結果がよく吟味され、適切に提示されている	概ね適正に結果が吟味され、概ね適切に提示されている	結果の提示に、わかりにくさや、不十分な部分がある。改善の余地がある。	大幅な改善が必要である	不適切であり、評価できない	
(4) 考察と結論の論理性・新規性・発展性	論理性が高く展開されている 諸結果との関連性が明確である 背景とテーマに帰結している 新規性、独創性が高い 社会的発展性が高い 科学的発展性が高い 社会的有用性が高い 高度で幅広い専門知識を修得できている	学位論文として優れている	学位論文として概ね適正である	やや不足が感じられる。改善の余地がある。	大幅な改善が必要である	不適切であり、評価できない	
(5) 研究倫理の妥当性	研究に係る諸法規・諸規定等に基づく承認を受けている 明確な剽窃などの研究不正が認められない 明確な著作権上の問題が認められない 明確な個人情報保護上の問題が認められない	適・不適					
(1)~(4)合計点							

※1 審査委員全員で総合的に評価すること。 ※2 目安の点数を示している。評価は一点刻みで行うこと。

[修士学位論文評価基準表A]

評価項目	評価内容(例) ※1	点数 ※2					評点
		20点	12点	8点	6点	0点	
(1) 背景とテーマ設定の適切性	当該研究に必要な情報を不足なく集め、適切に示している 課題が論理的に導かれている 先行研究との関連付けが論理的に行なわれている 研究意義を論理的かつ明確に表現している 仮説が論理的に構築され設定されている 課題が説得力をもって説明されている 実現可能性が説得力をもって説明されている 独創性、独自性(自ら課題を発見したか)、学術的意義が高い 社会的発展性が高い 科学的発展性が高い 社会的有用性が高い	学位論文として優れている	学位論文として概ね適正である	やや曖昧さが認められる。改善の余地がある。	大幅な改善が必要である	不適切であり、評価できない	
(2) 方法の信頼性・適切性	理論が論理的に構築されている 条件設定が適切になされている 研究手法が適正に選択されている 必要十分な実験材料/実験技術/解析技術が用いられている 高度な実験技術/解析技術が用いられている 解析/分析対象に対して適切に実験操作されている 統計的処理が適切な方法で行われている	学位論文としてよく吟味され、かつ適切に実施されている	学位論文として概ね適正に吟味され、概ね適切に実施されている	計画、方法、解析のいずれかにおいて、やや不十分な部分がある。改善の余地がある。	大幅な改善が必要である	不適切であり、評価できない	
(3) 結果の論理性・明確性	結果が論理的に体系づけられている 考察と結論を導くのに十分な結果が得られている 実験データを不足なく適切に解析している 図表が効果的に作成されかつ提示されている	結果がよく吟味され、適切に提示されている	概ね適正に結果が吟味され、概ね適切に提示されている	結果の提示に、わかりにくさや、不十分な部分がある。改善の余地がある。	大幅な改善が必要である	不適切であり、評価できない	
(4) 考察と結論の論理性・新規性・発展性	論理性が高く展開されている 諸結果との関連性が明確である 背景とテーマに帰結している 新規性、独創性が高い 社会的発展性が高い 科学的発展性が高い 社会的有用性が高い 高度な専門知識を修得できている	学位論文として優れている	学位論文として概ね適正である	やや不足が感じられる。改善の余地がある。	大幅な改善が必要である	不適切であり、評価できない	
(5) 研究倫理の妥当性	研究に係る諸法規・諸規定等に基づく承認を受けている 明確な剽窃などの研究不正が認められない 明確な著作権上の問題が認められない 明確な個人情報保護上の問題が認められない	(1)~(4)合計点					適・不適
(1)~(4)合計点							

※1 審査委員全員で総合的に評価すること。 ※2 目安の点数を示している。評価は一点刻みで行うこと。